

埼玉県品質確保に向けた取り組み

埼玉県県土整備部

建設管理課長 荻野 隆一

目 次

1. 埼玉県総合評価方式について
 - ①導入の状況
 - ②平成 25 年度の取り組み状況
2. 具体的な品質確保の取り組み
 - ①低入札の対策
 - ②三者会議

埼玉県の品質確保に向けた取り組み



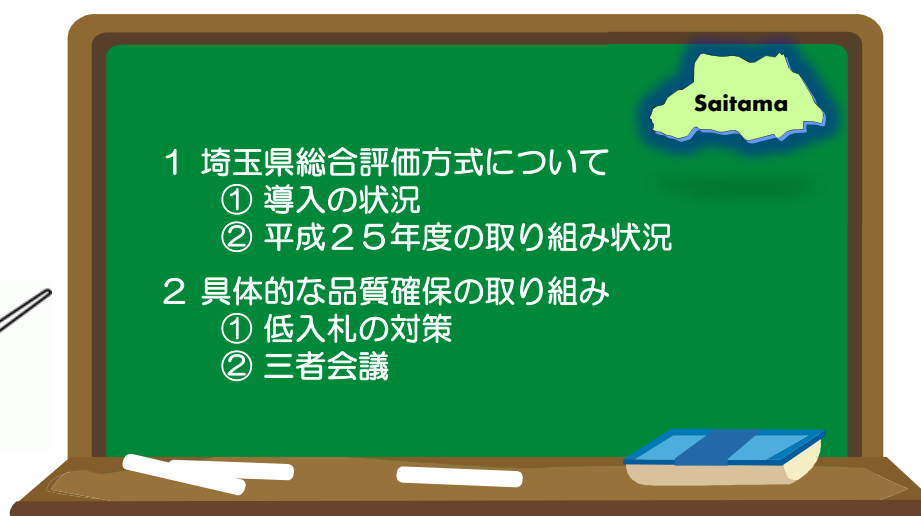
埼玉県 県土整備部 建設管理課

平成25年9月4日



埼玉県

目次





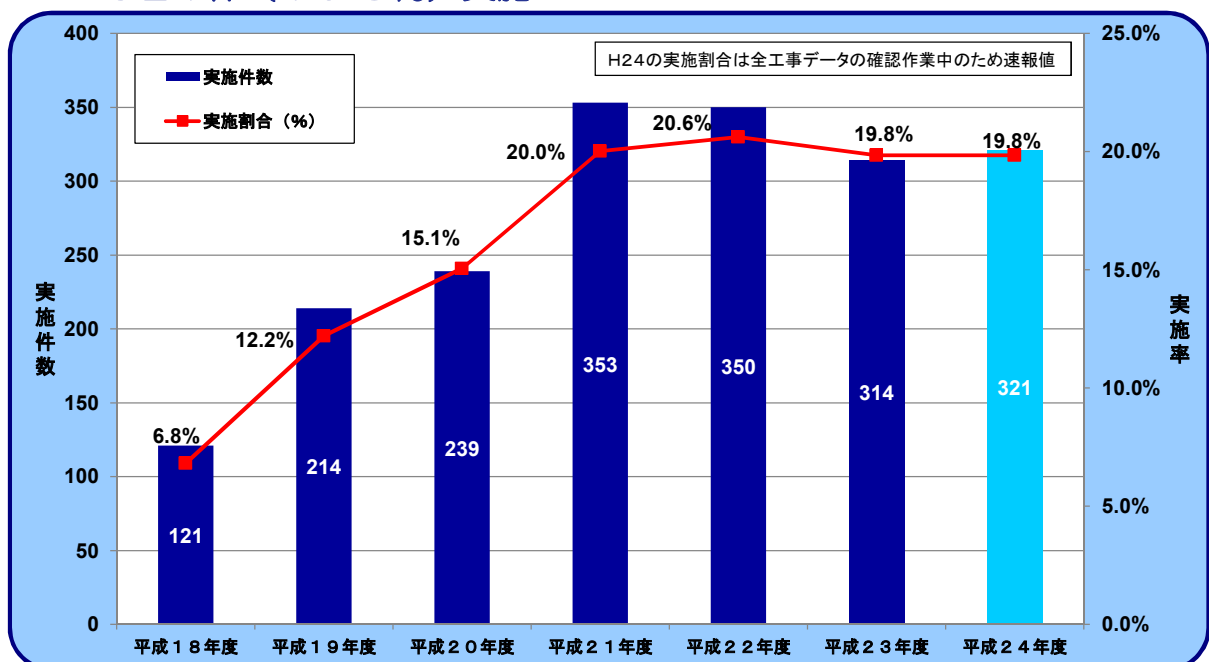
1 埼玉県総合評価方式について

① 導入状況



実施状況（件数）

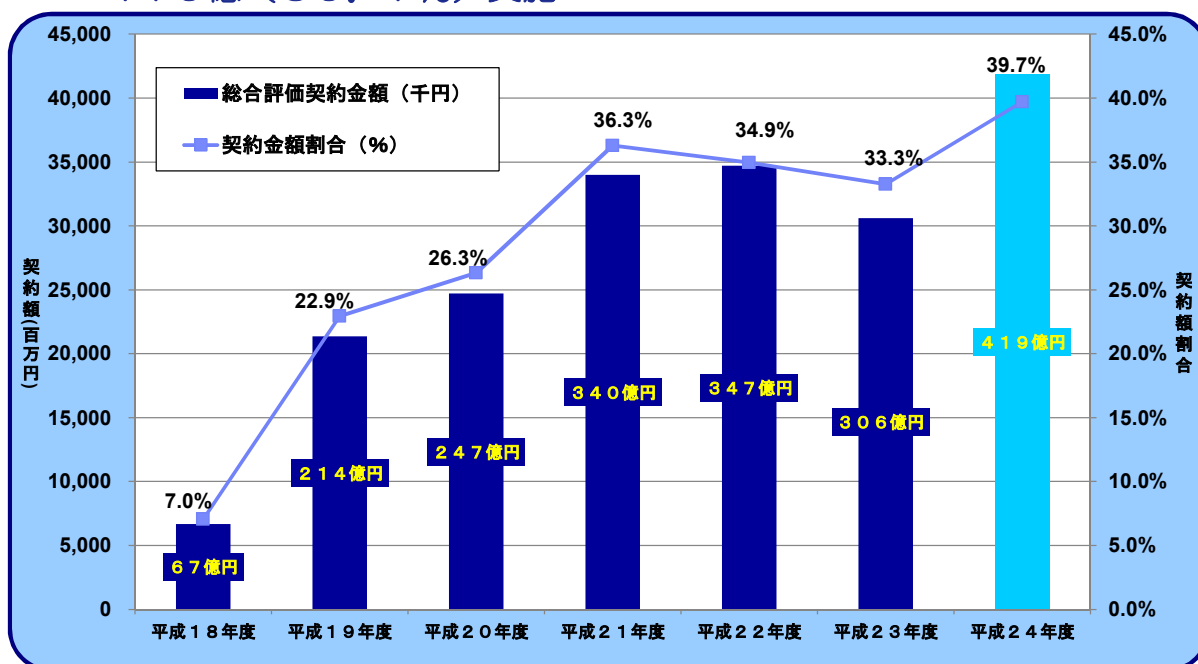
321件（19.8%）実施





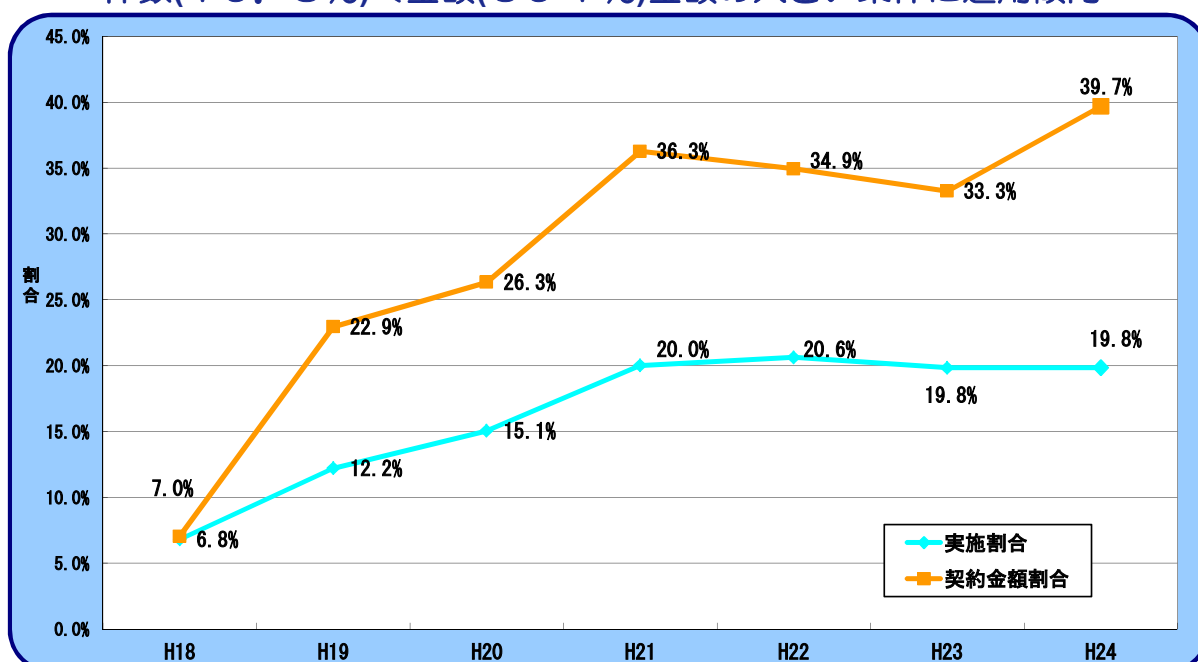
実施状況（契約額）

419億（39.7%）実施



実施状況（件数－金額）

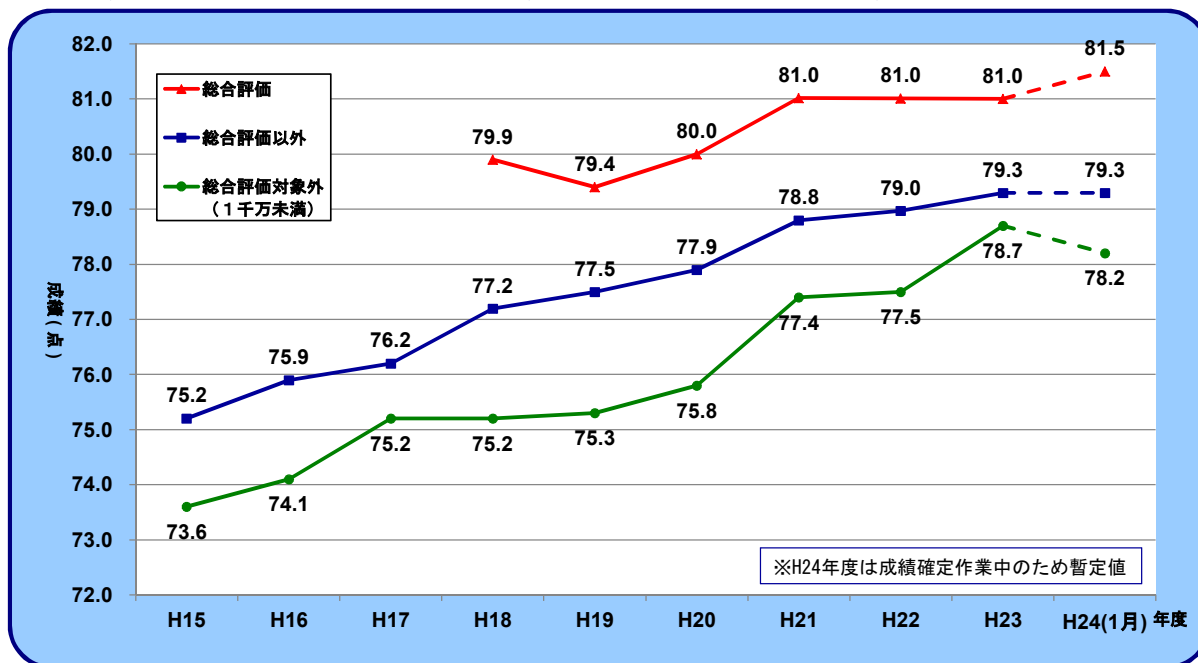
件数(19.8%)<金額(39.7%)金額の大きい案件に適用傾向





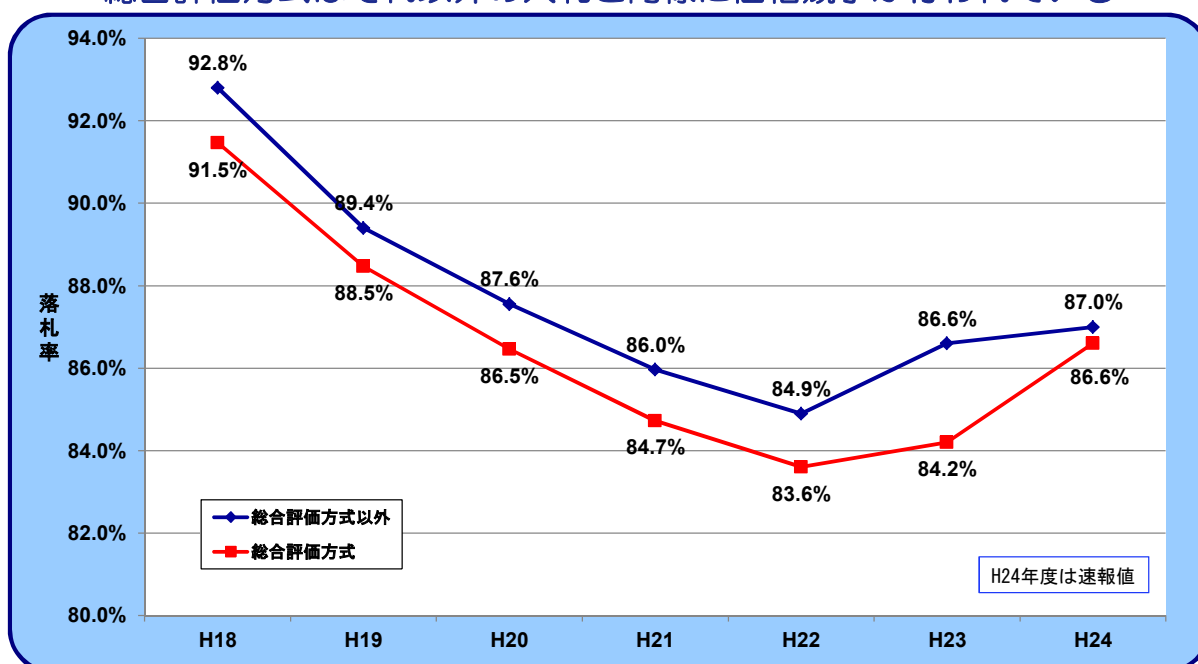
工事成績評定の推移

総合評価の成績は横ばい 総合評価以外の成績は伸びている



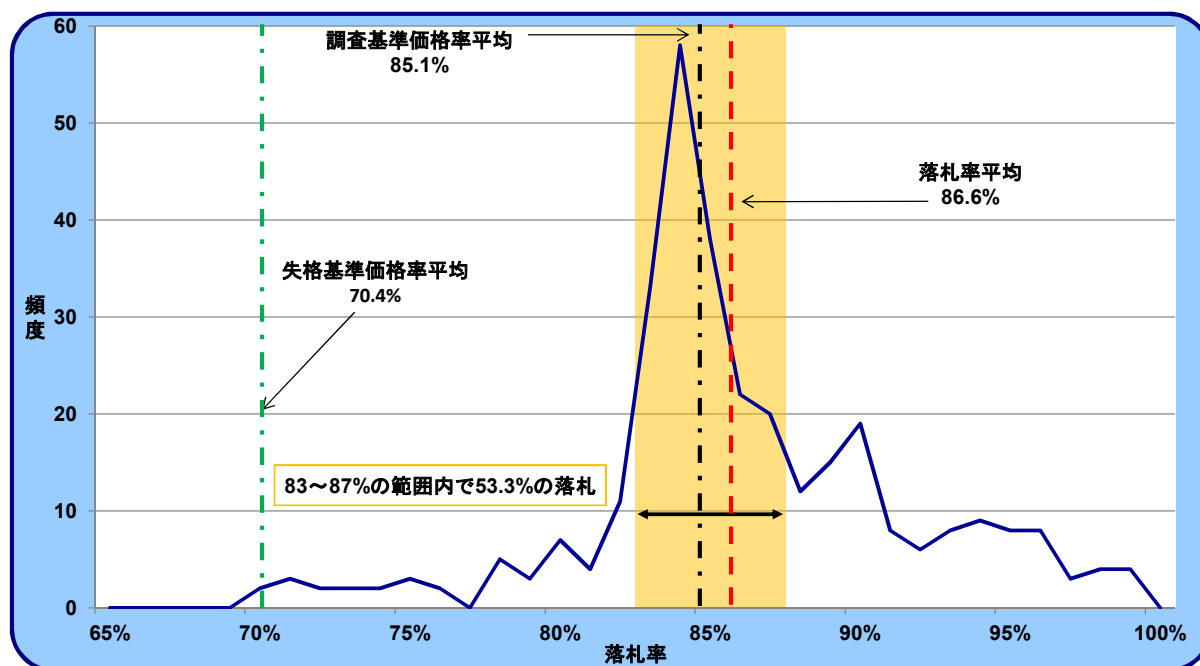
入札形式別の落札率

総合評価方式はそれ以外の入札と同様に価格競争が行われている



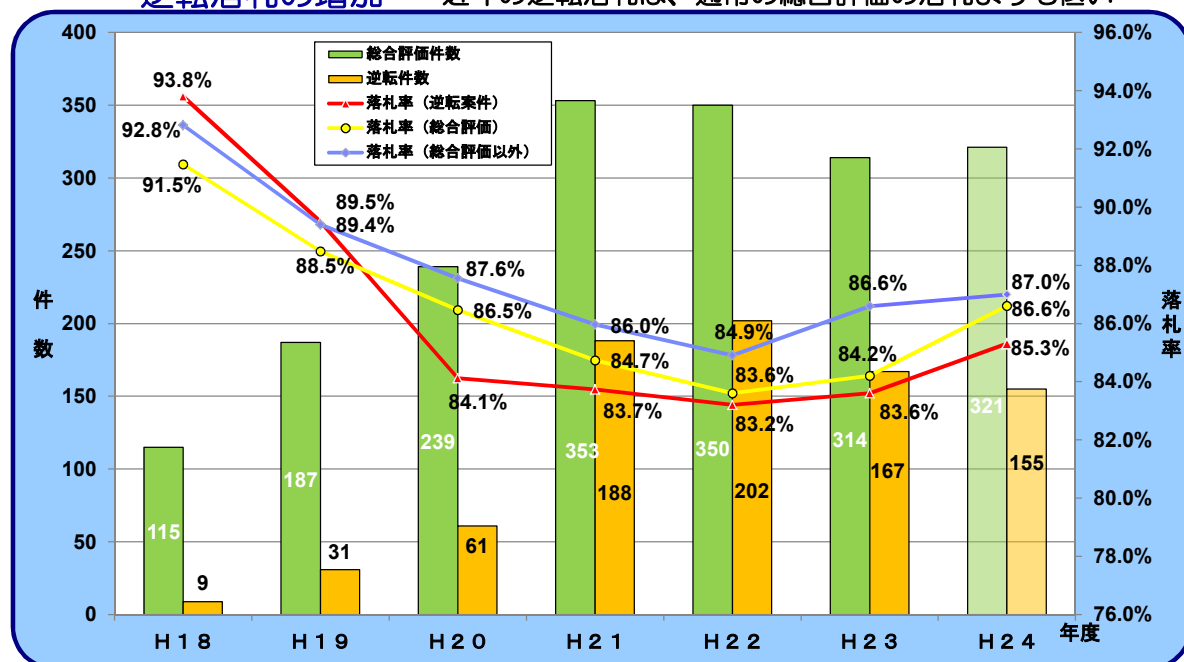


落札率分布状況（平成24年度）



逆転落札の状況

～逆転落札の増加～ 近年の逆転落札は、通常の総合評価の落札よりも低い





1 埼玉県総合評価方式

② 平成25年度の取り組み



総合評価方式のタイプ

～2形式3タイプ～



簡易型（課題等を設定せずに主に実績を評価するタイプ）

簡易型 = 必須評価項目 + 選択評価項目

技術提案型（課題等を設定し評価するタイプ）

技術提案型A = 必須評価項目 +

- ・施工管理の適切性or
- ・発注者が指定する課題

 + 選択評価項目

技術提案型B = 必須評価項目 +

- ・技術提案（数値提案）
- ・実現するための方法

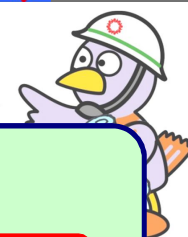
 + 選択評価項目

（参考）平成24年度タイプ別実施状況

タイプ	簡易型	技術提案型		合計
		Aタイプ	Bタイプ	
件数	242	79	0	321
割合	75.4%	24.6%	0.0%	100.0%



必須評価項目（タイプに示す必須の評価項目）



	評価項目	配点	簡易型	技術提案型		備考		
				Aタイプ	Bタイプ			
必須評価項目	企業の技術能力	工事成績評定	2	◎ or	◎ or	企業の成績と実績は、原則 どちらか一方のみ採用する。	タイプ共通	
		施工実績	1	◎	◎			
	企業の社会的貢献度	災害防止活動等の実績	2	◎	◎	実績無い業種（建築等）は実績 部分を評価項目としない。		
		CO2削減対策	1	◎	◎			
	配置予定技術者の 技術能力	工事成績評定	2	◎ or	◎ or	技術者の成績と実績は、原則 どちらか一方のみ採用する。	タイプ共通	
		施工経験	1	◎	◎			
	施工管理の適切 性 発注者が指定した 課題への対応	工程管理の適切性	5		◎	○		A必須
		品質管理の適切性	5		◎	○ 以上		
		安全管理の適切性	5		◎	○		
		発注者が指定した課題への対応	5		◎	○		
	技術提案	技術提案	6			◎	B必須	
	技術提案実現の方法	技術提案実現の方法	4			◎		

◎：必須評価　○：選択評価

◎：必須評価 ○：選択評価



選択評価項目（工事内容等を勘案し適宜選択）



	評価項目	配点	簡易型	技術提案型		備考
				Aタイプ	Bタイプ	
選択評価項目 ※変更のみ抜粋	企業の技術能力	VEの提案	1	○	○	
		新製品・新技術紹介制度等の登録	1	○	○	
		優秀工事表彰	1.5	○	○	
		ISO取得状況	1.5	○	○	
	配置予定技術者の 技術能力	技術者の専門技術力（ヒアリング）	3	○	○	
		当該工事の理解度・取組姿勢（ヒアリング）	3	○	○	
		技術者の対応能力（ヒアリング）	3	○	○	
		保有する資格	1	○	○	
	企業の地域精進度	優秀技術者表彰	1	○	○	
		地理的条件	1	○	○	
	企業の社会的貢献度	企業の社会貢献（ボランティア活動、イターンシップ、県の重要施策等研修への参加）	1	○	○	
		除雪契約実績	1	○	○	
	その他	障害者雇用	1	○	○	原則一つ以上選択する。
		県内下請の選定	1	○	○	
		県産資材の選定	1	○	○	
		契約実績比率	1	○	○	
	企業倫理や信頼性等	難工事完了実績	1	○	○	
		新製品・新技術マッチングモデル事業の選定	1	○	○	
		入札参加（指名）停止措置（入札参加（指名）除外措置）	-1	○	○	
		不正軽油の使用による法令違反	-1	○	○	
		ディーゼル不適合車の使用による法令違反	-1	○	○	
		過積載による法令違反	-1	○	○	
		総合評価の不履行	-1	○	○	
		入札契約に関する不当な強要行為	-1	○	○	
		死亡事故	-1	○	○	

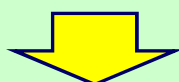
事務負担の軽減に向けた取組



自己採点型の試行（試行を継続）

技術資料の電子提出を試行（試行を継続）

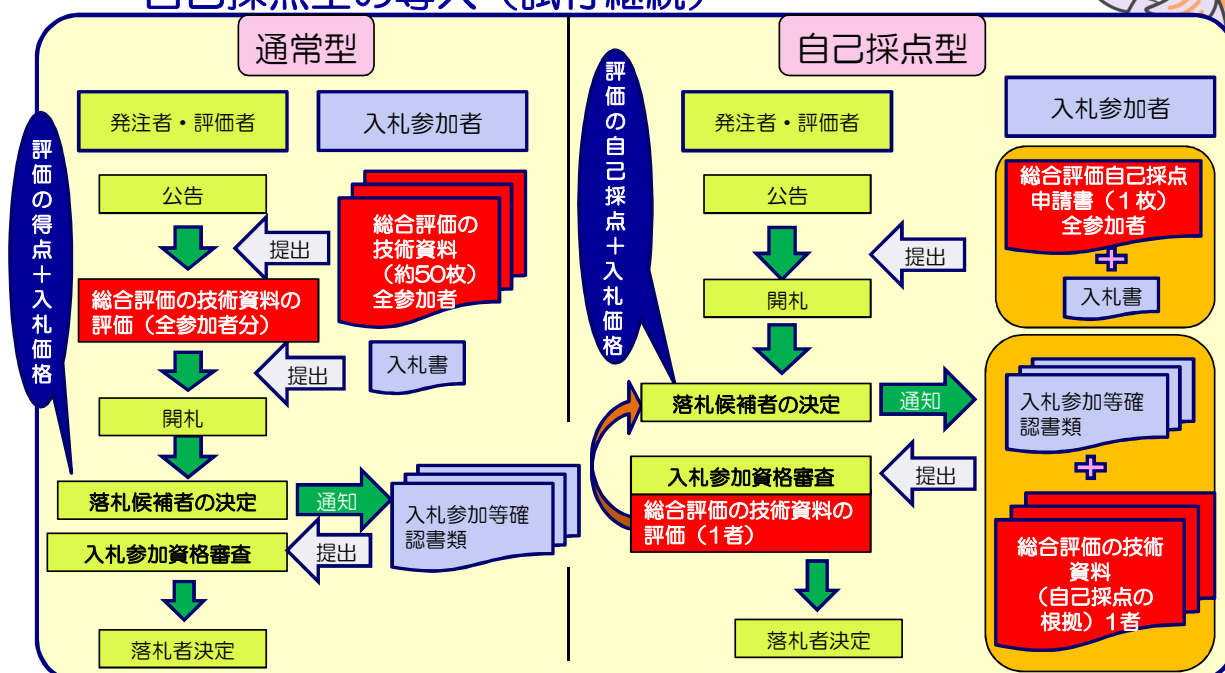
技術資料の提出書類の削減



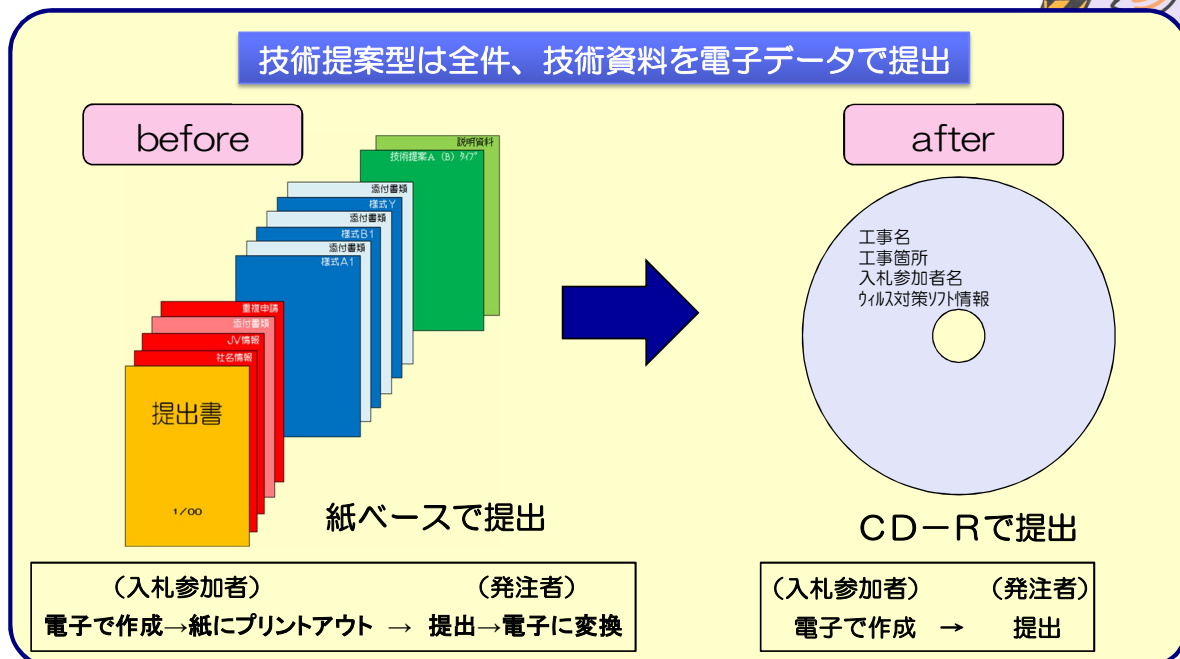
入札参加者、発注者双方の事務負担軽減



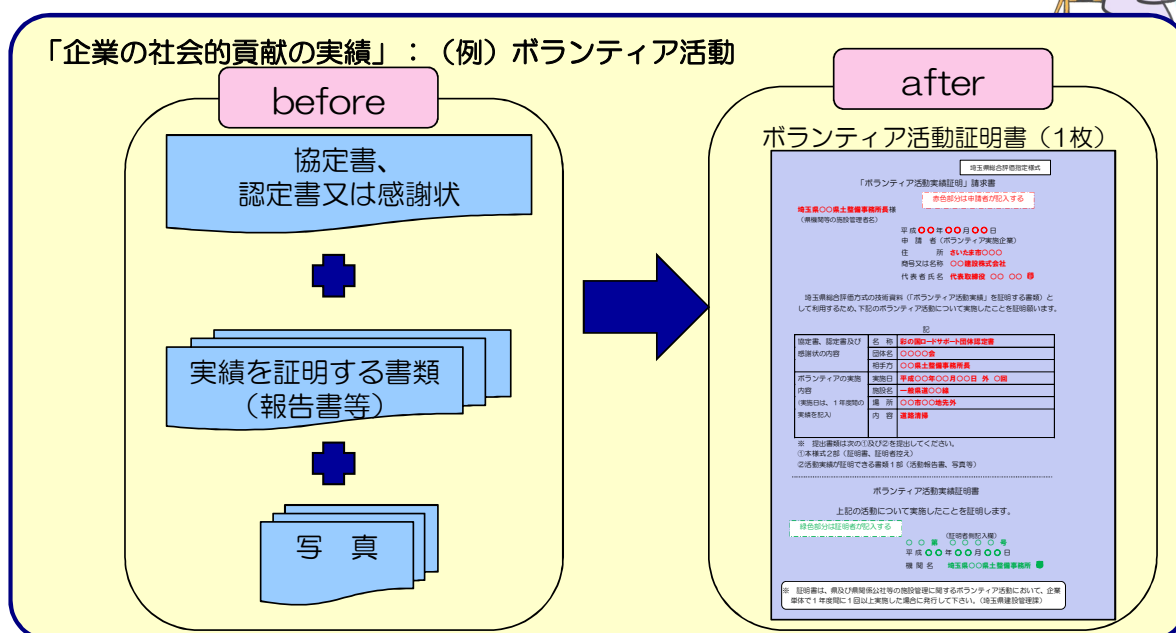
事務負担の軽減に向けた取組 自己採点型の導入（試行継続）



2 事務負担の軽減に向けた取組 技術資料の電子提出



2 事務負担の軽減に向けた取組 技術資料の簡素化（提出書類の削減）





制度の適切な運用に向けた改善 技術提案のみ型の拡大

アンケート結果から「技術提案のみ型の拡大」
(実績のない会社も受注可能にという意見多数)

「工事成績評定」や「施工実績」など企業や配置予定技術者の
持つ基礎点を評価せず、企業の技術力だけを評価する

「技術提案のみ型」を試行拡大



選択評価項目 (技術提案A・のみ工事の評価項目設定例)

評価項目設定例 (技術提案型のみ工事の設定例)

	評価項目	配点	技術提案A 設定例	備考	技術提案のみ 設定例	備考
必須評価項目	企業の技術能力	2	◎ or	どちらか1項目	×	
	施工実績	1	◎		×	
	企業の社会的貢献度	2	◎		×	
	CO2削減対策	1	◎		×	
	工事成績評定	2	◎ or	どちらか1項目	×	
	配置予定技術者の技術能力	1	◎		×	
	施工記録	5	◎		◎	
	工程管理の適切性	5	◎		◎	
	品質管理の適切性	5	◎		◎	
	安全管理の適切性	5	◎		◎	
選択評価項目	発注者が指定した課題への対応	5		1項目以上選択	◎	3項目以上選択
	発注者が指定した課題への対応	5			◎	
	技術提案	6				
	技術提案実現の方法	4				
	VEの提案	1			×	
	新製品・新技術紹介制度等の登録	1			×	
	優秀工事表彰	1.5			×	
	ISO取得状況	1.5			×	
	技術者の専門技術力 (ヒアリング)	1	△		△	
	当該工事の理解度・取組姿勢 (ヒアリング)	1	△	できるだけ設定	△	できるだけ設定
選択評価項目	技術者の対応能力 (ヒアリング)	1	△		△	
	保有する資格	1			×	
	優秀技術者表彰	1			×	
	地理的条件	1	○		×	
	企業の社会的貢献の実績	1	○		×	
	除雪契約実績	1	○		×	
	障害者雇用	1	○		×	
	県内下請の選定	1	○		△	
	県産資材の選定	1	○		△	
	契約実績比率	1			×	
選択評価項目	難工事完了実績	1	○		×	
	入札参加(指名)停止措置	-1			×	
	不正軽油の使用 (減点対象)	-1			×	
	ディーゼル不適合車の使用による法令違反	-1			×	
	過積載 (改善指導)	-1			×	
	総合評価の不履行	-1			×	
	指名強要行為	-1			×	
	死に事故	-1			×	
	配点の合計		15~30点程度		15~30点程度	

◎ 必須評価項目 ○ 評価項目 × 選択しない △ 必要に応じて選択



評価項目、評価基準の改善・整理 マッチングモデル事業の評価項目新設



新製品・新技術マッチングモデル事業の促進



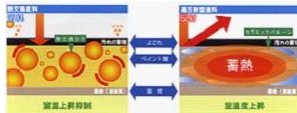
評価項目	評価基準	配点
(d)新製品・新技術マッチングモデル事業の選定	県の新製品・新技術マッチングモデル事業※5に採用され、有効性が確認されている製品・技術を選定する。	1
	なし	0

※5 「発注者提案型」と「応募者提案型」いずれのタイプでも評価の対象とする。
公告日において有効性が確認されている製品・技術を選定する場合、評価の対象とする。
また、「一定条件下で有効性を確認」されたものは評価の対象としない。



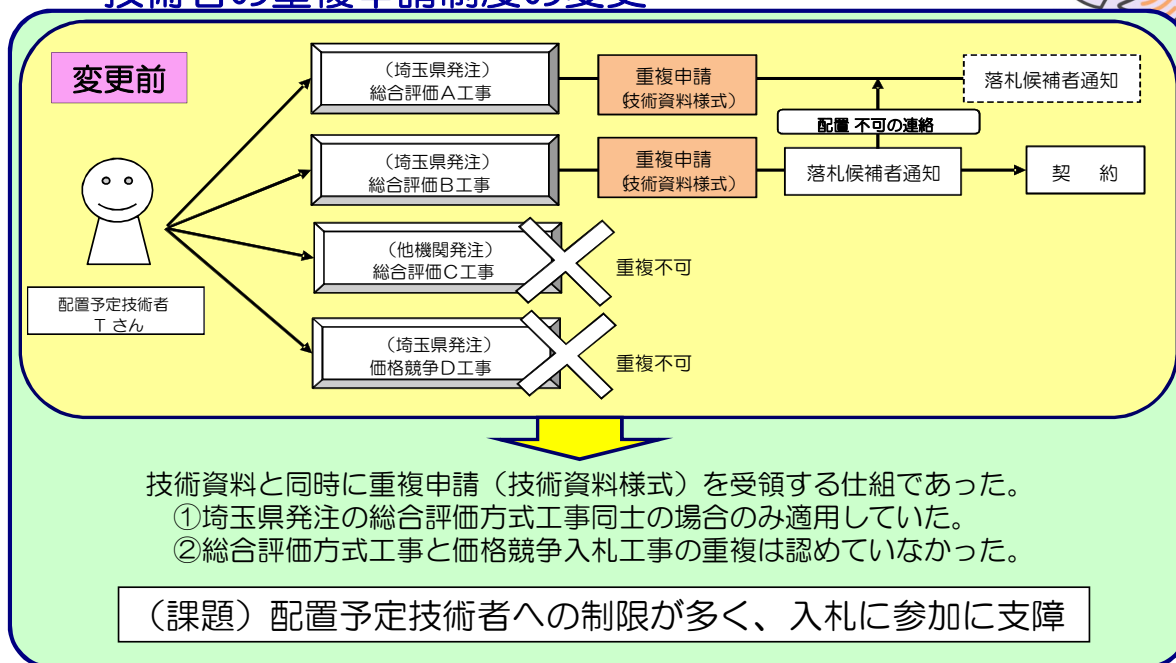
評価項目、評価基準の改善・整理 マッチングモデル事業の評価項目新設



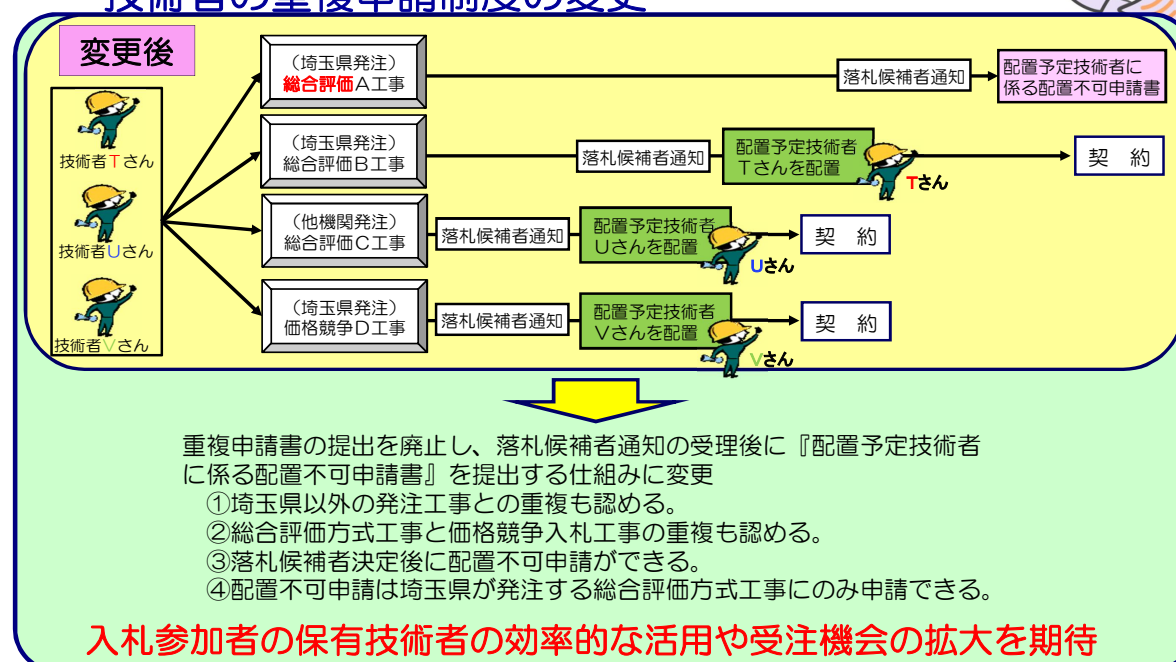
募集テーマ	採用製品・技術名	提案者名	概要等	事後評価概要
道路冠水の改善・解消	歩車道の雨水循環システム「ブラックス」	共和コンクリート工業株式会社		
人にやさしい平板の利用	熱交換塗料を塗布した平板ブロック	アルバー工業株式会社		
歩行者専用側道橋の設置	斜角門形カルバート	カイエー共和コンクリート株式会社	【施工前】  【完成】 	



制度の適切な運用に向けた改善 技術者の重複申請制度の変更



制度の適切な運用に向けた改善 技術者の重複申請制度の変更





配置予定技術者



○ 配置予定技術者の候補数について

配置予定技術者は、3名まで候補者を挙げることができる。
配置予定技術者を複数名挙げる場合は、各候補者について、入札説明書で指示される評価項目「配置予定技術者の技術能力」に係る技術資料を作成する。
この場合、候補者として挙げられた者のうち、技術評価点の合計点が最も低い者の評価点をもって評価する。

○ 配置予定技術者

配置予定技術者が落札候補者決定通知を受けた時点において、先に落札した他の工事に配置されたため、配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して「配置予定技術者に係る配置不可申請書」にて配置予定技術者の配置のできなくなった旨を申請することができる。

○ 配置技術者について

契約後、技術資料に記載した配置予定技術者を、主任技術者または監理技術者、若しくは現場代理人（以下「配置技術者」という）として配置する必要がある。
配置予定技術者を複数名挙げていた場合、その内少なくとも1名が配置技術者として工事に従事することが必要。

○ 配置技術者の途中交代について

契約工期内における配置技術者の途中交代は、原則認ない。
ただし、配置技術者の病気、けが、退職、死亡など予測不能なやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合については、この限りではない。

- ① 受注者の責によらない理由による工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ② 当該工事の総合評価方式特記仕様書に定める理由による場合
- ③ その他、発注者が認めた場合

ただし、いずれの場合にも交代後の配置予定技術者が、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を有すると発注者が認めた場合に限る。



価格の見なし評価



評価値または総合評価点の算出をする際の 埼玉県独自ルール



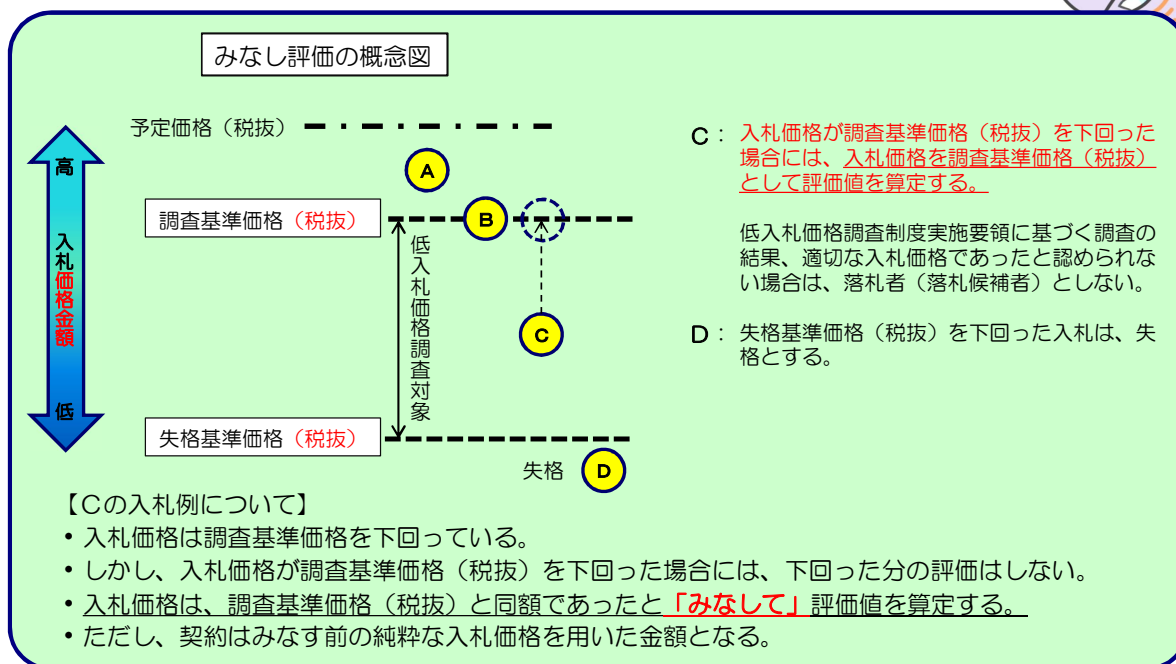
（価格のみなし評価）

評価値または総合評価点の算出にあたり、入札価格が調査基準価格（税抜）を下回った場合には、調査基準価格（税抜）を入札価格として見なす。
なお、契約は入札価格とする。

※みなし評価の取り止めを実施する際には、入札説明書にみなし評価を取りやめることを明記する。



価格の見なし評価



2 具体的な品質確保の取り組み

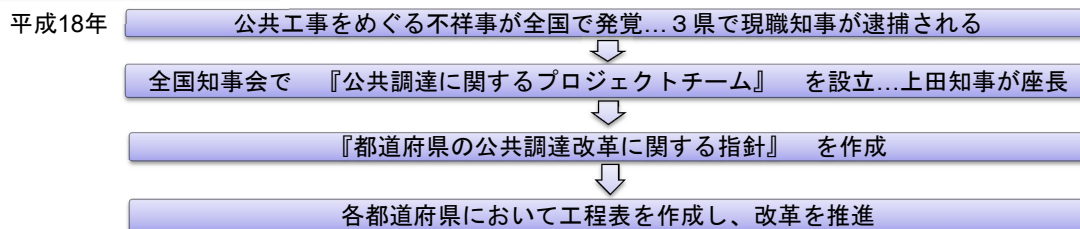
① 低入札対策





1 公共調達改革

公共調達改革の経緯



埼玉県の公共調達改革

埼玉県公共調達改革推進工程表（平成18年度～21年度）

- ・ 電子入札の全面導入
- ・ 1千万円以上の入札に一般競争入札を原則適用
- ・ 総合評価方式の拡充 など

埼玉県公共調達改革推進工程表（平成23年度～25年度）

- ・ 公正、公平な競争環境の継続維持（見積提案型競争入札の実施など）
- ・ 地域を支える地元建設業への支援（技術修得型JVの活用など）
- ・ 更新、維持管理の時代に適合した調達方法の導入（入札参加意思確認型契約方式の導入など）



2 一般競争入札の適用範囲（1千万円以上）

1千万円以上の工事は原則全て一般競争入札

- ・ 埼玉県公共調達改革推進工程表（平成19年2月）

1千万円以上の工事で一般競争入札の適用を除外できる場合

- ・ 「一般競争入札の適用除外について」（H21.5.14企第29号）

緊急を要する工事

- ・ 災害時における応急的な復旧工事
- ・ 災害の未然防止のための緊急工事
- ・ その他、県民の生命財産を守るために真に緊急に発注する必要がある工事

一般競争入札に付すことが適さないと認められる工事

- ・ 一般競争入札を複数回実施しても落札者が決定しない工事
- ・ 再度公告入札を実施する時間が確保できない工事（学校施設等、夏休み期間に施工しなければならない工事の入札が不調・不落となった場合等）
- ・ その他



3 一般競争入札の適用範囲（1千万円未満）

1千万円未満の工事における一般競争入札の実施（H23.9.1～）

- ・ 500万円以上1千万円未満については、一般競争入札を実施（H23年度は件数で4割を目標）
- ・ 500万円未満については、必要に応じて一般競争入札を実施できるものとする。

500万円以上1千万円未満の工事で一般競争入札の適用を除外できる場合

緊急を要する工事

工事の地域性を考慮すべき工事

- ・ 特に機動力のある地元企業による施工が求められる工事
- ・ 特に土地勘のある地元企業による施工が求められる工事
- ・ 特に近隣住民対応等が必要となる工事

一般競争入札に付することが適さないと認められる工事

- ・ 一般競争入札を複数回実施しても落札者が決定しない工事
- ・ 再度公告入札を実施する時間が確保できない工事
- ・ 特殊な業態のため、一般競争入札に対応できる業者が極めて少ない工事

1千万円未満の工事については地域要件の設定で緩和規定があり



4 最低制限価格と調査基準価格

対象	最低制限価格	対象	調査基準価格
【工 事】 ・ 原則、全ての工事（WTO、総合評価除く） 【土木施設維持管理】 ・ 道路、河川、砂防、上水道、公園等の機能や構造の維持、保全を図る全ての業務委託 ・ 単価契約（材料調達に係る単価契約などを除く） 【業務委託】 ・ 建設工事に係る設計、調査、測量業務委託（WTO除く）		【工 事】 ・ WTO、総合評価方式 【業務委託】 ・ 建設工事に係る設計、調査、測量業務委託（WTO）	
予 定 価 格 ● A社 ● B社 ● C社 ● D社	落札	● A社 ● B社 ● C社 ● D社	
最低制限価格 ✕ E社	失格	調査基準価格 ▲ E社	調査を実施し、適正な履行が可能であれば落札
✕ F社	失格	失格基準価格 ※業務委託は除く ✕ F社	失格

※ 随意契約には適用しない



5 最低制限価格、調査基準価格の算出式

工事、土木施設維持管理

【設定範囲】 予定価格の75%～90%	【算定式】 下記の①～④合計額×1.05 ①直接工事費 × 95% ②共通仮設費 × 90% ③現場管理費 × 80% ④一般管理費等 × 55%	※算定式によるもののほか決裁権者が定める場合 予定価格の70%～90%の範囲
------------------------	--	---

工事に係る設計等業務委託

【設定範囲】

予定価格の2／3～90％

【算定式】

下記の①～④合計額×1.05

※算定式によるもののほか決裁権者が定める場合

予定価格の2／3～90％の範囲

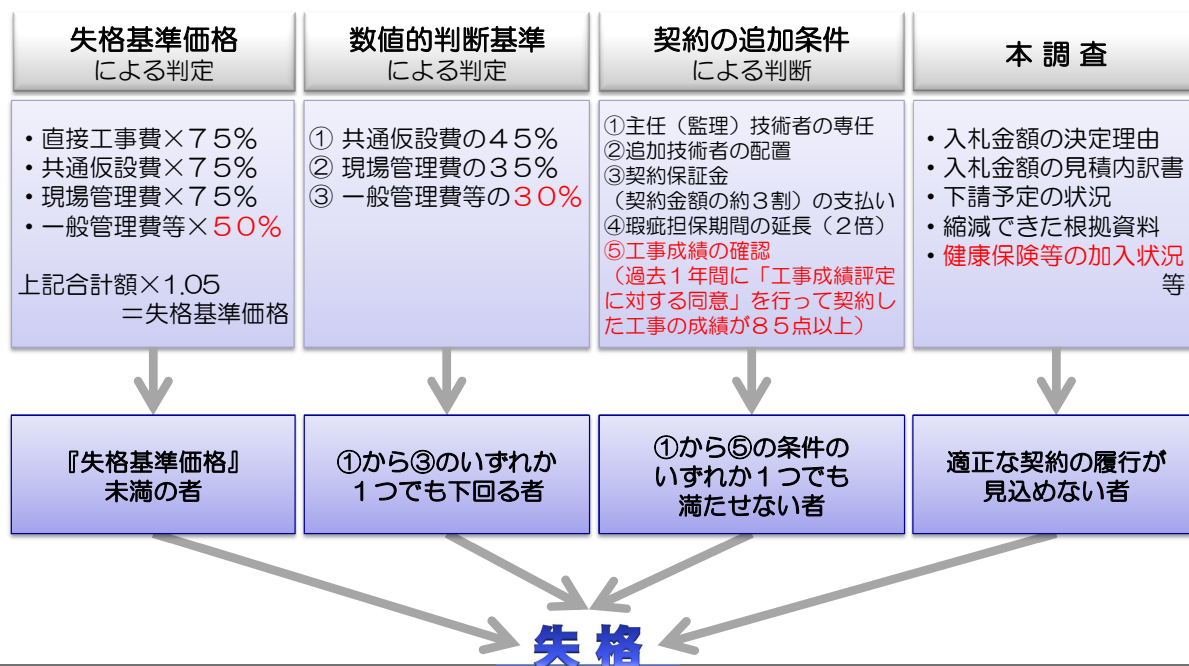
業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費×40％	－
建築コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費×60％	諸経費×60％
建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価×90％	一般管理費等×30％
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費×60％	諸経費×60％
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費×90％	解析等調査業務費×75％	諸経費×40％
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価×90％	一般管理費等×30％
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費×60％	諸経費×60％

※「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、使用する積算基準書等の体系により

上段、下段を使い分ける。



6 低入札価格調査





7 低入札で追加となる契約条件

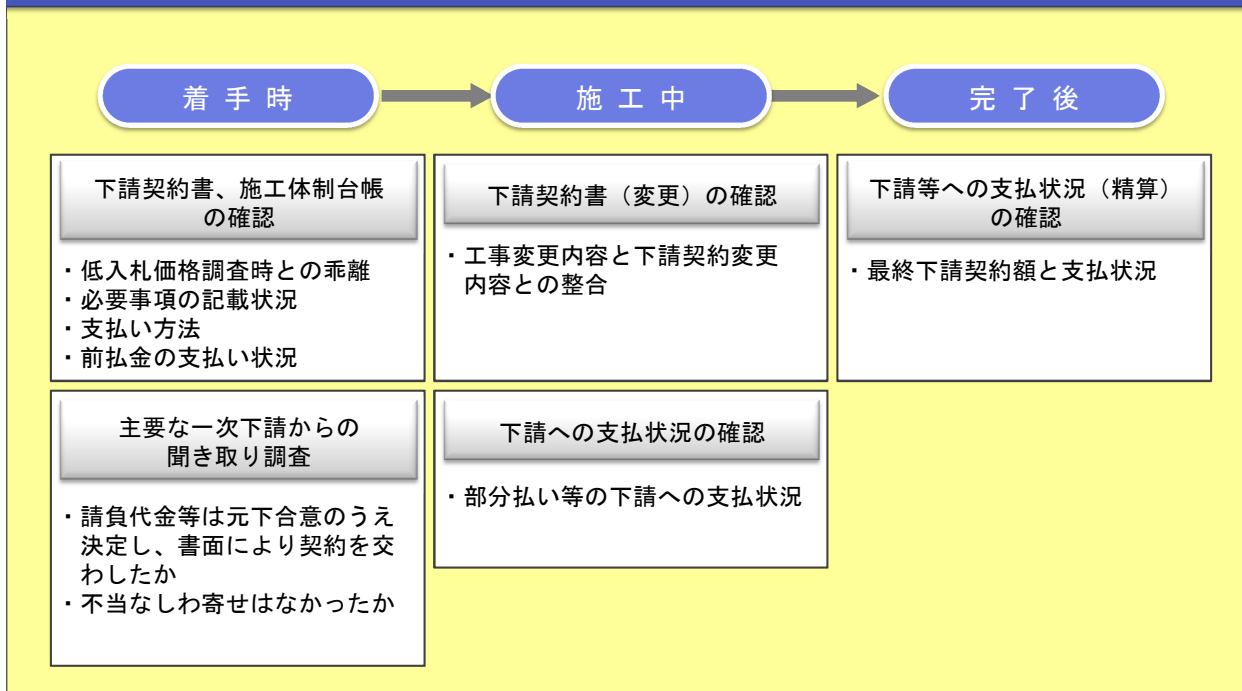
低入札価格調査を経て契約する工事の契約条件

主任技術者の専任	【通常の工事】 請負金額2,500万円以上の工事 → 【低入札の工事】金額に関係なく全ての工事
追加技術者の専任	【通常の工事】 ・現場代理人 ・主任（監理）技術者 + 【低入札の工事で追加】 ・追加技術者（主任（監理）技術者と同等の資格を有し、これを補助する技術者）
契約保証金の増額	【通常の工事】 請負金額の10% → 【低入札の工事】 請負金額の30%
瑕疵担保期間の延長	【通常の工事】 1年（Co造建築等は2年） → 【低入札の工事】 2年（Co造建築等は4年）
工事成績評価に対する同意	【通常の工事】 特に規定なし → 【低入札の工事】 ・85点未満であった場合、その後1年間は調査基準価格未満での契約締結はできない



8 追跡調査

低入札価格調査を経て契約する工事の追跡調査（下請へのしわ寄せの防止対策）





2 具体的な品質確保の取り組み

② 三者会議



埼玉県

三者会議の試行について

▶ 試行要領の策定

- ・平成22年4月1日に埼玉県県土・都市整備部発注建設工事における三者会議の試行要領を策定

▶ 対象となる工事

- (1) 構造計算を伴う重要構造物（橋梁等）を含む工事
- (2) 設計条件で不確定な要素を有している工事
- (3) 複雑な設計条件のある工事（地盤条件、水理条件、施工計画等）など

▶ 試行の実績

- ・主な実施工事：橋梁（上下部工）、トンネル工事

担当者の声



- 発注者が説明しきれない部分のフォローがあり、とても有効。
- 今までは設計者に任意で協議に参加要請していたので、契約して会議を運営できるは、とてもやりやすい。

ご清聴ありがとうございました



彩の国  埼玉県

埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県県土整備部建設管理課